

# 小学生 中学生 高校生

まだパスポートを  
お持ちでない方は  
この機会に  
お申込みください!

のお子さんがいらっしゃる  
家庭も対象です。

県内にお住まいの18歳未満の  
お子さんがいるすべての  
子育て家庭が対象です。

協賛店は **約2,400店舗**

利用可能店舗・サービス等詳しい内容は  
ホームページをご覧ください。



携帯電話からでも、  
お申し込みいただけます。  
<http://www.toripearouen.jp>



飲食店で

- ・お食事代割引サービス
- ・デザート、ドリンクサービスなど



協賛店によって  
うれしいサービス  
いろいろ♪



商店で

- ・商品割引サービス
- ・ポイント加算サービス
- ・粗品プレゼントなど



理美容室で

- ・技術料割引サービス
- ・ポイント加算サービス
- ・商品割引サービスなど



パスポートを協賛店に提示すると、お店ごとの  
子育て応援サービスを受けることができます。

# とっとり子育て応援 パスポート



登録・年会費  
**無料**

## ●パスポートの複数枚交付(家族カード)について

市町村  
窓口で  
受付中

「一世帯に複数枚交付して欲しい」、「夫婦別々に使用したい」など、利用者の皆様の声にお答えしてパスポートの複数枚交付(家族カードの交付)を行っています。家族カードの申し込みを希望される方は、裏面の交付申請書の「家族カード申込欄」にご記入をお願いします。

市町村窓口でお申し込みいただいた場合は、即日発行が可能です。

※家族カードのお申し込みは、本会員と同一世帯員(子は除く)の方が対象となります。カードのデザインは同一です。  
※市町村窓口でカードの表面にパスポート番号、裏面に利用者の方の署名を必ず記入してください。(記入されていないカードは無効)  
※インターネット申請も可能です。

## 全国で利用できます!

全国共通



このマークが目印!!

「とっとり子育て応援パスポート」は、全国の協賛店舗で利用できます。(一部利用できない都道府県があります。)

## ご利用上のご注意

※県内にお住まいの18歳未満のお子さんがある家庭(現在妊娠中の方のいる家庭を含む)が対象です。※現在妊娠中の方のみ母子健康手帳番号の記入が必要です。  
※パスポートの裏面に必ず保護者(利用者)の方の署名をお願いします。※パスポート利用の際は事前にサービス内容等をお店に確認してください。  
※期限内に県外へ転出したり、資格喪失(お子さんが18歳以上になったなど)があった場合は、県庁子育て応援課まで返還、または連絡の上、廃棄してください。  
※協賛店のサービスは、各店舗のご厚意により実施されています。パスポートの第三者への譲渡や貸与は認められていませんので、カードの適正利用にご理解、ご協力をお願いします。

県庁子育て王国推進局子育て応援課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220  
TEL 0857-26-7868 / FAX 0857-26-7863

E-mail [kosodate@pref.tottori.jp](mailto:kosodate@pref.tottori.jp)  
<http://www.kosodate-ohkoku-tottori.net/>



小さな支えが大きな安心  
子育て王国 鳥取県

子育て王国鳥取県

検索

# とっとり子育て応援パスポート交付申請書

鳥取県知事 様

- 私は、次のとおり『とっとり子育て応援パスポート』の交付を申請します。
- 併せて県、および市町村がこの内容を確認することに関して、下記の〔個人情報の取り扱いについて〕に同意します。

★太枠の中をご記入ください。

年 月 日

新規・再交付・家族カード

|                     |   |
|---------------------|---|
| パスポート番号<br>【市町村記入欄】 | C |
|---------------------|---|

|     |       |                        |
|-----|-------|------------------------|
| 申請者 | フリガナ  |                        |
|     | 保護者氏名 | ※署名は自署してください。          |
|     | 住所    | 郵便番号 (        )<br>鳥取県 |
|     | 電話番号  |                        |

|  |   |
|--|---|
| ①最年少児童の生年月                                       | 平成      年      月  |
| ★現在妊娠中の方は、母子健康手帳の発行市町村名と番号をご記入ください。              | 発行市町村名      母子健康手帳番号<br>(                      ) (                      ) |
| ②子育て応援情報メールマガジンの配信<br>★毎月19日にメールマガジンを配信しています。    | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない              |
| ③携帯電話へのシンボルマークの送付<br>★すすくかんさいのシンボルマークを携帯電話に送ります。 | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない              |
| ④メールアドレス<br>★②または③で「希望する」と答えた方はご記入ください。          | @   |

家族カード申込み欄(★家族カードの発行を希望される場合はご記入ください)

| 家族カード希望枚数                            | 枚  |                                   |          |
|--------------------------------------|----|-----------------------------------|----------|
|                                      | 氏名 | ★申請者の欄に名前を記入された方については、記入の必要はありません | 対象児童との続柄 |
| 家族カード希望者名<br>※申請者と同一世帯(子は除く)の方に限ります。 | 1  |                                   |          |
|                                      | 2  |                                   |          |
|                                      | 3  |                                   |          |
|                                      | 4  |                                   |          |
|                                      | 5  |                                   |          |

## 〔個人情報の取り扱いについて〕

- 県及び市町村は、この事業で収集した個人情報をこの事業以外に使用しません。
- 県は、この申請書に記載された個人情報を収集するとともに収集した個人情報のうち、申請者の住所及び最年少児童の生年月日又は母子健康手帳番号について、住所地の市町村に提供し、当該市町村はこれを収集します。当該市町村は、提供を受けた申請者の住所、氏名及び最年少児童の生年月日又は母子健康手帳番号について、住民基本台帳若しくは外国人登録原票又は母子健康手帳番号を閲覧(確認)し、この交付申請の内容と一致するかを県に情報提供します。

※申請ができるのは、県内在住の18歳未満の児童を養育している保護者、または現在妊娠中の方に限ります。

とっとり子育て応援パスポート事業は、鳥取県及び県内全市町村が共同実施しています。